

発注情報詳細等

件名「横浜市立特別支援学校分教室等校内 LAN 整備業務委託」

(令和4年12月5日公表分)

横浜市教育委員会事務局
学校教育企画部特別支援教育課

横浜市立特別支援学校分教室等校内 LAN 整備業務委託の入札について

1 業務内容

別添設計図書のとおり

2 設計書（仕様書）に関する質問

(1)方法

入札参加者は、設計書（仕様書）等に質問があり、回答を求める場合には、令和4年12月8日（木）午後5時00分（必着）までに、別紙「質問書」を電子メール又はFAXにより提出してください。

(2)質問書の提出先

教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課
電子メールアドレス：ky-tokubetusien@city.yokohama.jp
FAX：045-663-1831

質問書を送信後に、電話（045-671-3958）で送受信確認を行ってください。

(3)回答

令和4年12月15日（木）午後5時00分までにホームページ上に掲載します。
それ以外の方法による回答は行いません。

(4)その他

入札後、当該設計書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 入札参加方法

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(3)のとおり書類を提出しなければなりません。

(1)提出書類

ア 公募型指名競争入札参加意向申出書
イ ネットワーク機器設定実績書
ウ 委託業務経歴書

(2)提出方法・場所

持参もしくは郵送にて次の宛先に提出してください。

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

市庁舎14階 教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課

(3)提出期限

令和4年12月19日（月）午後5時00分

(4)入札参加に係る通知

公募型指名競争入札指名通知書又は公募型指名競争入札非指名通知書は、令和4年12月21日（水）までに発送します。

4 入札方法

(1)入札及び開札の日時・場所は発注情報詳細のとおり

(2)入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱に注意してください。

(3)入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。

(4)一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。

(5)地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がいないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。

5 落札者の決定

(1)横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2)落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定します。

6 契約手続きに関する問い合わせ先

教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課 電話 045-671-3958

発注情報詳細(物品・委託等)

| | | | |
|------------|---|--|--------------------|
| 入札方法 | 入札書の持参による 公募型指名競争入札 | | |
| 件名 | 横浜国立特別支援学校分教室等校内LAN整備業務委託 | | |
| 納入／履行場所 | 設計図書のとおり | | |
| 納入／履行期間等 | 契約締結日から令和5年3月31日 | | |
| 入札参加資格 | 種目 | 「コンピュータ業務」 | |
| | 所在地区分 | 指定なし | |
| | その他 | <p>【参加条件】</p> <p>1 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有するものであること。</p> <p>2 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において営業種目「316：コンピュータ業務」内「Z：その他」の登録があること。</p> <p>3 「接続拠点20拠点以上」または「利用者1,000人以上」の国、地方自治体、民間企業または団体が利用するネットワーク（サーバ機器・ネットワーク機器等も含む）のネットワーク整備をした実績を有すること。また、本市が導入しているネットワーク機器のダッシュボードを用いた設定実績を有するものであること（導入機器の詳細は、設計図書による）。</p> <p>4 入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> | |
| 提出書類 | ①公募型指名競争入札参加意向申出書 ②ネットワーク機器設定実績書 ③委託業務経歴書 | | |
| 設計図書 | 次ページ以降 | | |
| 入札参加申込締切日時 | 令和4年12月19日 午後5時 | | |
| 指名・非指名通知日 | 令和4年12月21日まで | | |
| 質疑締切日時 | 令和4年12月8日 午後5時 | 回答期限日時 | 令和4年12月15日 午後5時 |
| 入札及び開札日時 | 令和4年12月23日 午後1時30分 | | |
| 入札及び開札場所 | 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所27階 共用会議室27-N04 | | |
| 支払い条件 | 前金払 | しない | 部分払 しない |
| 発注担当課 | 教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課 電話 045 - 671 - 3958 | | |

契約事務担当課

教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課 電話 045 - 671 - 3958

令和4年度

一般会計

歳出

第15款5項1目

12節(1)委託料(費用)

受付
番号

種 目 番 号
—

連絡先

委託担当

特別支援教育課

ふりがな
担当者名

しのざき
篠崎

電 話 671-3958

設 計 書

1 委 託 名 横浜市立特別支援学校分教室等校内LAN整備業務委託

2 履 行 場 所 別添仕様書のとおり

3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和5年3月31日 まで
又は期限 期限 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
別添仕様書のとおり

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

| 業 務 内 容 | 履 行 予 定 月 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 |
|---------|--------------|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

| | | |
|-----------|---------------|---------|
| 委 託 代 金 額 | | ¥ _____ |
| 内 訳 | 業 務 価 格 | ¥ _____ |
| | 消費税及び地方消費税相当額 | ¥ _____ |

内 訳 書

| 名 称 | 形状寸法等 | 数 量 | 単位 | 単 価 (円) | 金 額 (円) | 摘 要 |
|----------------|-------|-----|----|------------|------------|-----|
| 校内LAN整備・通信試験費 | | 1 | 式 | | | |
| ネットワーク機器設計・設置費 | | 1 | 式 | | | |
| 管理費・諸経費一式 | | 1 | 式 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

横浜市立特別支援学校分教室等
校内 LAN 整備業務委託仕様書

教育委員会事務局特別支援課

目次

| | | |
|----|------------------|----|
| 1 | 件名..... | 3 |
| 2 | 履行期限..... | 3 |
| 3 | 履行場所..... | 3 |
| 4 | 業務の目的と概要..... | 3 |
| 5 | 整備範囲および整備内容..... | 3 |
| 6 | 実施項目詳細..... | 4 |
| 7 | 共通業務..... | 10 |
| 8 | 業務の成果..... | 12 |
| 9 | 成果物..... | 12 |
| 10 | その他..... | 13 |

別紙1「GIGAスクール対象施設一覧」

別紙2「対象施設別機器台数一覧」

別紙3「対象施設平面図」

1 件名

横浜市立特別支援学校分教室等校内 LAN 整備業務委託仕様書

2 履行期限

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

別紙 1 「GIGAスクール対象施設一覧」のとおり

4 業務の目的と概要

令和2年度の文部科学省のGIGAスクール構想の実現に基づき、市立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校の学校内 LAN、無線ネットワーク環境を各種ネットワーク機器（以下、NW 機器）および NW 機器コントローラを用いて整備した。本業務は、未整備の特別支援学校分教室等の合計6校についても、GIGAスクール構想の実現を目的に、学校内 LAN、無線ネットワーク環境の整備を行うものである。それに伴い、対象拠点の事前調査、設計、機器の設定設置、配線工事を実施する。

5 整備範囲および整備内容

(1) 整備範囲

本業務の整備範囲は、対象施設内における①機器設置場所、配線ルートの事前調査と、②事前調査に基づく物理・論理設計、③新設基幹スイッチ、フロアスイッチ、無線 LAN アクセスポイント（以下、無線 AP）の設置・設定、④それらの機器間の LAN 配線、⑤配線・通信試験とする。なお、対象施設は別紙 1「GIGAスクール対象施設一覧」を参照すること。

(2) 整備内容

ア 記載の本業務で必要な物品のうち、基幹スイッチ、フロアスイッチ、無線 AP と、それらの NW 機器に対応した電源ケーブルとライセンス、SFP モジュールについては、本市が別途契約した機器調達業務受託者から提供する。対象施設設置前の物品は、機器調達業務受託者によって対象拠点に納品され本市で管理することから、本業務における管理は不要とする。

設置台数及び各機器詳細については別紙 2「対象施設別機器台数一覧」を参照すること。

イ 対象拠点の NW 設計、及び別紙 2「対象施設別機器台数一覧」に記載された機器の設置場所、機器間の LAN 配線ルートを決定するための事前調査を行うこと。調査費用につ

いては受託者の負担とすること。

- ウ 本市から提供されるパラメータと事前調査に基づいて、物理・論理設計を実施のうえドキュメントとして整理し、本市の承認を得ること。
- エ 対象施設で必要となるNW機器の設定作業を実施すること。
- オ 設計に基づき、対象施設で必要となるNW機器の設置作業を実施すること。
- カ 対象施設のLAN配線整備を実施すること。作業時は生徒、職員等の安全を確保した上で、施設損傷等をさせないよう十分配慮した作業を実施すること。
- キ 仕様どおりに動作していることを確認するため、配線試験および通信試験を実施すること。試験前に計画書を作成し、本市の承認を得ること。

6 実施項目詳細

本業務の仕様は以下の通りとする。

(1) 調査

- (ア)別紙2「対象施設別機器台数一覧」および別紙3「対象施設平面図」を参考に、事前調査を行うこと。
- (イ)基幹スイッチおよびフロアスイッチについては、HUB収納ボックスを含む新設場所を検討すること。ただし本市と協議のうえ、既存のHUB収納ボックスや機器収容設備を利用することが認められた場合はこの限りではない。
- (ウ)対象施設の既存設備や器物・掲示物等を破損しないよう、事前に調査を行うこと。万が一、破損事故等が発生した場合は、速やかに対象施設および本市に報告し、指示に従い復旧すること。なお、当該費用は全て受託者負担とするが、詳細は協議により決定する。
- (エ) 前調査で必要となる各種申請・届出等は受託者の責任・費用において行うこと。
- (オ) 本業務期間中に対象施設敷地内において、他の整備や作業等が行われる場合は、対象施設を通じて、他整備等の関係者と十分調整を行い、本業務を円滑に進めること。
- (カ)車両の駐車場および資材置場等は、原則対象施設敷地内の空きスペースを使用可能とするが、位置を明らかにした上で事前に対象施設担当者と協議し、承認を得ること。
- (キ)対象施設敷地内および周辺近隣地域においては禁煙とすること。
- (ク)整備用車両は交通ルールを厳守し、対象施設敷地内および周辺近隣地域において、交通事故・交通障害等が発生しないように十分留意すること。また、状況に応じ交通誘導員を配置するなど安全対策を確実にすること。
- (ケ)前調査に伴う学校教育環境への影響および対象施設周辺地域への影響(騒音、振動、粉塵、車両通行等)に十分配慮すること。
- (コ)調査前に対象施設担当者へ調査内容の説明を行うこと。

- (サ) 前調査終了後は速やかに各拠点の現状復旧を行うこと。
- (シ) 生徒の安全を最優先に、対象施設の前調査を実施すること。土日祝日の作業については、別途各施設担当者と協議の上、了承が得られた場合に限り可とする。
- (ス) 前調査の写真撮影を実施し前調査写真台帳として提出すること。

(2) 設計

ア 共通事項

- (ア) 本市から提供されるパラメータと事前調査に基づいて、物理・論理設計を実施のうえドキュメントとして整理し、本市の承認を得ること。
- (イ) 各施設の校内LAN環境については、本市が別途整備するWANルータ下部に、今回整備する機器を設置すること。
- (ウ) 事前調査の結果を踏まえて既存NW機器についても設定変更が必要と判断した場合は、本市と協議のうえ、必要な設計を実施すること。なお、仏向小通級指導教室については、西部学校教育事務所(保土ヶ谷区仏向町845-2 特別支援教育総合センター2階)の既存基幹スイッチを利用する。詳細については、事前調査にて確認すること。
- (エ) アドレス体系については、既存の付与方式を踏襲して設計すること。
- (オ) 各教室との無線APとの接続にVLANを利用するが、タグVLANを利用している部分等については、他の整備済み拠点の設計を十分に把握したうえで、同様の設計を実施すること。
- (カ) VLAN数の設計については、他の整備済み拠点の設定を確認し、連番にて設計を実施すること。(独自設計とせず、本事業後の円滑な保守も考慮し明確な設計とすること。)
- (キ) アクセス制御、アラート等については、本事業に関して整備済みの市立小中学校、義務教育学校、特別支援学校と同等の設定となるよう、設計を実施すること。

(3) 設定

承認された設計内容に従って、対象機器の設定を行うこと。

ア 共通事項

- (ア) 設定作業は NW 機器コントローラ上で実施すること。遠隔での設定のため、作業場所は日本国内において受託者の任意とするが、設定情報の漏洩がないよう注意すること。
- (イ) 作業については、NW機器調達業務受託者から本市へ機器が納入され、本市からNW機器のシリアル番号とライセンス番号を本業務の受託者に提供したうえで実施可能となる。そのため作業の具体的な日程および時間は、本業務の受託者と本市担当者で調整を行い決定すること。
- (ウ) 本業務におけるNW機器の設定は、本市で稼働する全ての学校のネットワークの設定情報を有する管理画面上で行う。そのため稼働中のネットワークに支障をきたすことのないよう、本市およびLAN保守業務受託者と十分に協議のうえ、設定を実施すること。

(4) LAN 配線整備

ア 共通事項

- (ア) 各 NW 機器間の配線を実施する。配線は新設とし、詳細については、受託者の費用負担により事前調査にて詳細確認をすること。なお、仏向小通級指導教室については、西部学校教育事務所の既存基幹スイッチを利用するため、事前調査を踏まえ、両 NW 機器間の LAN 配線も実施すること。
- (イ) ケーブル敷設場所詳細および整備方法については、受託者が各対象施設と連携して決定すること。
- (ウ) 利用中の既存ネットワークへの影響を回避した整備とすること。
- (エ) 整備にあたっては対象施設の既存設備や器物・掲示物等を破損しないよう、事前に調査を行うこと。万が一、破損事故等が発生した場合は、速やかに対象施設および本市に報告し、指示に従い復旧すること。なお、当該費用は全て受託者負担とするが、詳細は協議により決定する。
- (オ) 整備に伴って建築仕上げ材等を一時撤去する場合等は、適切に復旧を行うこと。また、コア抜きについては必要最低限の箇所のみ行い、構造耐力上主要な部分を避けること。
- (カ) 整備にあたって必要となる各種申請・届出等は受託者の責任・費用において行うこと。
- (キ) 整備方法およびその他整備を行うために必要な一切の業務は、受託者が自己の責任において遅滞なく行うこと。
- (ク) 本業務期間中に対象施設敷地内において、他の整備や作業等が行われる場合は、対象施設を通じて、他整備等の関係者と十分調整を行い、本業務を円滑に進めること。
- (ケ) 本仕様書に記載なき事項についても、設置・仕様上当然必要と推測される場合は、受託者の負担により完全に実施すること。

イ 整備管理

- (ア) 整備用車両の駐車場および資材置場等は、原則対象施設敷地内の空きスペースを使用可能とするが、位置を明らかにした上で事前に対象施設担当者と協議し、承認を得ること。
- (イ) 対象施設敷地内および周辺近隣地域においては禁煙とすること。
- (ウ) 整備用車両は交通ルールを厳守し、対象施設敷地内および周辺近隣地域において、交通事故・交通障害等が発生しないように十分留意すること。また、状況に応じ交通誘導員を配置するなど安全対策を確実にすること。
- (エ) 整備に伴う学校教育環境への影響および対象施設周辺地域への影響(騒音、振動、粉

- 塵、車両通行等)に十分配慮すること。
- (オ) 整備終了後は教室内、その他の整備実施場所の清掃を行うこと。
 - (カ) 整備前に対象施設担当者へ整備内容の説明を行うこと。
- ウ 部材仕様
- (ア) UTP ケーブル(パッチコード)および光ケーブル
 - a 幹線部分(基幹スイッチ～フロアスイッチ)10GE に対応した Cat6A 以上もしくは、機器間の机上設計距離が 90 メートルを超える場合は光ファイバケーブル(OM3)の配線を敷設すること。
 - b フロアスイッチ～無線 AP 間は Cat6 以上の配線を敷設すること。
 - c STP または UTP ケーブルはエコマテリアル相当品を選定すること。
 - d UTP ケーブル色は青とすること。
 - e シールドケーブルの場合は必ずアース処理を施すこと。
 - f EPS 室もしくは廊下等に壁掛け設置可能なこと。
 - (イ) HUB 収納ボックス
 - a EPS 室もしくは廊下等に壁掛け設置可能なこと。
 - b 施錠可能であること。
 - c 既設の HUB 収納ボックスに空きスペースがある場合、新設フロアスイッチの収容可否については受託者が各対象施設担当者と協議すること。
 - d 燃えやすい資材でなく、落下・倒壊等防止措置を施すこと。
 - (ウ) 光スプライスパネル
 - a ケーブル余長を収納できるスペースが確保されていること。
 - b 新たに用意する HUB 収納ボックス内に取付け可能なこと。
- エ 配線ルート
- (ア) 事前調査に基づく設計に従い、基幹スイッチから各フロアスイッチ間、各フロアスイッチから各無線 AP 間の配線を実施すること。
 - (イ) WAN 側ルータから基幹スイッチ間の配線を実施すること。
 - (ウ) 強電配線と異なるルートとし、原則として既存弱電配線敷設ルートとすること。既存ルートでの配線が困難もしくは既存ルートが無い箇所は、別途本市および各対象施設担当者と協議すること。
 - (エ) 対象施設内の既存弱電配管の利用可否については、既存設備等に影響が無いと受託者が判断し、本市および対象施設の承諾を得た場合は、その利用を可とする。ただし、既存設備等に支障が出た場合、受託者は原因究明を含めた復旧作業を行い、それらに係る費用は受託者が負担することとする。

オ 配線整備

- (ア) 生徒の安全を最優先に、対象施設配線整備は原則平日の日中に実施すること。土日祝日および平日夜間の作業については、別途各施設担当者と協議の上、了承が得られた場合に限り可とする。整備にあたっては、対象施設および近隣への影響(騒音、振動、粉塵、車両通行等)に配慮し、既存設備に極力影響を与えないよう、各対象施設担当者と十分調整のうえ実施すること。
- (イ) 配線を行う際、教室等への入線ルートの新規作成にあたり、区画や壁の貫通整備がある場合は適切に対応すること。
 - (ウ) 各学校によってその特性に応じて二重扉になっているなどの教室があるため、防音上の特性を考慮した配線設計、整備、および必要に応じた適切な貫通整備をすること。
 - (エ) コア貫通整備時は、配管や躯体等の損傷を起こさないよう、適切なレントゲンを実施し、本市へ報告のうえ実施すること。
 - (オ) 貫通整備後は、建物躯体貫通箇所においてはケーブル敷設後、国交省認定防火区画貫通処理工法による耐火処理を行ったうえで写真を撮影し、本市に報告すること。
 - (カ) 屋外を露出で配線する場合は屋外用ケーブルを使用すること。屋外を配線する場合でも配管等で保護されている(保護する)場合はこの限りではない。
 - (キ) 配線は原則天井裏転がし配線を可とするが、弱電用ケーブルラックがあり新規配線用の空スペースがある場合は利用も可とする。但し露出天井での露出配線の場合は、極力生徒の手の届かない高さでの配線とし、標準的な間隔として水平 600 mm間隔で固定すること。その場合でも配管等で保護される(保護する)場合はこの限りではない。
 - (ク) ケーブルの露出部分は、メタルモール等現地の状態に合ったもので保護すること。
 - (ケ) 点検口が追加で必要な場合は設置すること。
 - (コ) 地下配線区間がある場合は屋外用ケーブルを使用すること。
 - (サ) ケーブルは NW 機器等の軽微な移動に対応できるよう十分な余長をとること。
 - (シ) ケーブル余長が露出する等、生徒に危険が及ぶ可能性を排除すること。
 - (ス) 敷設ケーブルの両端に、接続先等をラベリングすること。
 - (セ) 配線費用は追加を求めないよう余剰を持って見積もること。
 - (ソ) 整備前・整備後の写真撮影を実施し整備写真台帳として提出すること。

(5) 機器設置・接続作業

承認された設計内容に従って、機器設置・接続を行うこと。

- ア 生徒の安全を最優先に、対象施設作業は原則平日の日中に実施すること。土日祝日および平日夜間の作業については、別途各施設担当者と協議の上、了承が得られた場合に限り可とする。作業にあたっては、対象施設および近隣への影響(騒音、振動、粉塵、車両通行等)に配慮し、既存設備に極力影響を与えないよう、各対象施設担当者と十分

調整のうえ実施すること。

- イ 設置・接続の具体的な日程および時間は、受託者で本市担当者と調整を行い決定すること。
- ウ 対象拠点の一部では、令和4年度内にWAN側回線の再構築を実施する場合があるため、詳細について本市と連携のうえ、作業を行うこと。
- エ 対象施設と調整の上、機器の設置・接続を行うこと。また梱包材は持ち帰ること。
- オ 設置に当たり、機器の転倒・転落の防止策やケーブルの抜け防止等を考慮した対応を行うこと。
- カ NW機器の空きポートには防塵保護カバー・キャップを施し、防塵対策をすること。
- キ 無線APの設置場所は原則教室内とする。設置場所については原則壁または天井への固定とし、設置位置については各対象施設担当者と調整したうえで、担当者の了承のもと実施すること。
- ク 基幹スイッチ、フロアスイッチの詳細な取り付け場所は各対象施設担当者と調整したうえで、担当者の了承のもと実施すること。基幹スイッチ、フロアスイッチはHUB収納ボックスに収容すること。EPS室内等に設置する場合はこの限りではない。基本的に、新たにフロアスイッチが設置されるフロアには、HUB収納ボックスを新たに設け、その中にフロアスイッチを搭載すること。電源は新設HUB収納ボックスからOAタップで延伸して準備すること。
- ケ 導入機器には本市が指定する項目を記載した管理シールを作成し、貼り付けること。詳細な指定内容は別途協議のうえ確定とする。
- コ 機器設置前・設置後の写真撮影を実施し整備写真台帳として提出すること。

(6) 試験

作成した試験計画書に従って、試験を実施すること。

ア 共通条件

- (ア) 生徒の安全を最優先に、対象施設での試験は原則平日の日中に実施すること。土日祝日および平日夜間の作業については、別途各施設担当者と協議の上、了承が得られた場合に限り可とする。試験にあたっては、各対象施設担当者と十分調整のうえ、実施すること。
- (イ) 以下の試験条件に加え、試験項目および合否判定基準を基に試験計画書を作成し、試験開始前に本市に報告し、承認を得ること。
- (ウ) 試験結果について、試験結果報告書として本市に提出すること。

イ 配線試験条件

- (ア) UTP ケーブル試験については、測定時の試験規格は JIS X5150 とすること。
- (イ) Cat6A のケーブルについては、両端をモジュージャック成端とし、パーマネントリンク試験を全数実施すること。また、エイリアンクロストーク(6Around1)試験を全数実施すること。ただし、ケーブル構造(特性)によりメーカ保証(試験不要)がある場合、またはシールドケーブルの場合はこの限りではない(シールドケーブルの場合は必ずアース処理を施し全ケーブルの導通確認を実施すること)。
- (ウ) Cat6 以下のケーブルについて、チャンネルリンク試験を全数実施すること。
- (エ) 光ファイバーケーブルについては、損失試験を全数実施すること。
- (オ) メタルケーブル、光ケーブルともに、試験精度を担保するため、1年以内にメーカ校正証明された試験機を用い試験を行うこと。なお、校正証明書を成果物として提出すること。ワイヤーチェッカー等の簡易テスターは使用不可とする。

ウ 校内 NW 機器試験条件

- (ア) 本市が別途整備する WAN 回線及びルーターが開通済みであることを確認のうえ実施すること。
- (イ) クラウド型無線 LAN コントローラの管理画面または現地にて、全ての校内 NW 機器に想定通りに設定情報が反映されたことを確認すること。
- (ウ) 現地にて、全ての無線 AP においてタブレット端末からの接続が可能であることを確認すること。確認の内容としては、当該無線 AP に接続を許可された端末のみが接続可能であること、および適切な速度で通信できていることとする。なお、試験の結果通信に支障が生じていると認められた場合は、LAN 保守業務受託者と連携のうえ、速やかな事象の把握、原因の特定、解消を行うこと。
- (エ) 現地にて、ネットワークの障害試験を実施すること。

7 共通業務

本業務に共通する内容として、以下の業務を実施する。

(1) 総合調整・管理業務

- ア 各対象施設における構築品質を担保するための体制を確立し、適切な管理を実施すること。
- イ 作業にあたっては、令和 3 年度までに整備済みの市立小中学校、義務教育学校、特別支援学校等と同等の構築品質を実現する目的から、本市が別途保守委託契約を締結している LAN 保守業務受託者と連携のうえ、円滑に対応すること。

(2) 構築スケジュール管理

- ア 各学校の詳細スケジュール策定し、着工前に本市の承認を得ること。
- イ 各対象施設担当者と整備前調査・納品・構築・試験について綿密な日程調整を実施し、ネットワーク構築全体スケジュールを決定すること。
- ウ ネットワーク構築全体の進捗管理を実施し、遅延なく完了すること。

(3) 各対象施設の構築時における窓口業務

- ア 構築時において全ての対象施設からの問い合わせ窓口（電話、メール）を設置し、問い合わせを受け付け、対応すること。
- イ 各対象施設に対し、学校行事や校務等に支障が出ないように、日程調整を含め現地作業の説明など必要な調整業務を行い、対象施設側の了承を得たうえで業務を進めること。

(4) 課題管理・トラブルシューティング

- ア 本市および対応施設の要望により、設置機器の台数や設置場所、アドレス設計等に変更の必要性が生じた場合がある。その場合は「第6章 実施項目詳細 (2)設計 (3)設定」に記載の内容に注意しながら、本市担当者と協議の上柔軟に対応すること。
- イ 受託者の業務範囲においてトラブルや問題が発生した場合は、速やかに本市にエスカレーションし、責任をもってそれを解決すること。

(5) ドキュメント管理

- ア 本市とのドキュメントのやりとりは、本市がフォーマットを指定した場合、それを利用すること。

(6) 定例会

受託者は必要に応じて定例会を開催し、進捗報告や課題の共有等を行うこと。

(7) 新型コロナウイルス等感染対策

- ア 対象施設での作業後、作業箇所を清掃するとともに消毒すること。
- イ 対象施設の敷地内ではマスクの着用を徹底すること。その他、受託者側において推奨しているコロナ対策を実施し、感染防止に努めること。

(8) 鍵管理

- ア 貸与された鍵については、紛失や欠損等がないよう管理を徹底すること。
- イ 鍵の受領時には必ず本数および種類を対象施設担当者と確認すること。返却時には、貸与された鍵の本数および種類を確認し、間違いなく全ての鍵を対象施設へ返却すること。

と。

ウ 鍵の授受方法については、各対象施設担当者の指示に従うこと。

(9) その他

ア 腕章および名札等、作業者と分かる身分証を掲示し、作業を行うこと。

イ WAN 回線の再整備スケジュールの変更など、不測の事態によって本業務の実施に支障が出た場合は、すみやかに本市と対応を協議すること。

8 業務の成果

本件業務完了時に以下の内容を実現すること。

- (1) 本業務が全て完了しており、対象施設内 LAN、無線ネットワークが利用可能となっていること。
- (2) 次章の成果物が全て納品されていること。

9 成果物

以下に定める期限までに以下の成果物の納品を完了すること。

納品の際は CD-R または DVD-R1 枚セット(それぞれ別メーカー品)を本市に納品すること。なお、対象施設別配線図については、対象施設毎に 2 部印刷し、各対象施設現地へ納品すること。

また円滑な保守運用を実施する目的から、提出書類について本市がフォーマットを指定した場合は、それに応じることとする。

- (1) 契約締結後 7 日以内に納品するもの
 - ア プロジェクト実施計画書
 - (ア) 統括責任者の通知書(業務経歴含む)
 - (イ) 事業計画書(プロジェクト全体のスケジュール、プロジェクト全体の組織計画、連絡体制等)
 - イ 整備業務に係る計画書等
 - (ア) 対象施設別組織体制表
 - ウ 整備業務計画書(整備方針、整備工程表 WBS、現場防災マニュアル、連絡体制等)
 - (ア) 整備組織計画(担当者名簿、業務分担表を含む)
 - (イ) 整備業務に係る計画書等

- (2) 令和5年3月末までに納品するもの
 - ア ネットワーク構成図(物理・論理)
 - イ NW機器の設定情報(パラメータシート)
 - ウ IPアドレス等一覧表
 - エ 試験計画書および試験成績表(ケーブル試験結果、校正証明書含む)
 - オ 整備写真台帳(整備前・整備後)
 - カ 打合せ議事録
 - キ その他別途指示による

10 その他

- (1) 業務の遂行の際には、上記の指示事項およびその他必要事項について、本市と十分協議を行うとともに、本市担当者の指示を受けること。作業内容等について疑義が生じたときは、速やかに本市担当者と協議のうえ対応すること。
- (2) 業務の進捗状況については、当初に立案した計画との差を常に把握し、相違が生じている場合は、その対処について検討し改善策を立案した上で、本市担当者に適宜連絡し、関係者による打ち合わせのうえ対応すること。
- (3) 各機器の設定情報や業務の実施過程で知り得たデータの管理については、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項および個人情報取扱特記事項を含めた契約を締結し、内容の遵守をするとともに特に個人情報等については十分に留意し管理を適切に行うこと。また、取り扱うデータについては、本市担当者の許可無く持ち出してはならない。
- (4) 提出する書類に利用する言語、会議、コミュニケーション等に利用する言語については原則として全て日本語で行い、構築するシステムは日本語に対応していること。ただし、受託者が事前に提案し、本市が認めたものについては、日本語対応のシステムとしないこともできる。
- (5) 本委託業務内で作成される納品物等の文書、データについて、開示請求を受けた際に非公開とすべき箇所がある場合は事前に委託者に相談すること。
- (6) 本業務の履行期間末日から起算して1年間のうちに、成果物および設定内容に関して本誌及び本市が別途契約する保守業務受託者から指摘および問い合わせがあった際は、適切に対応および回答すること。
- (7) この契約は本市委託契約約款を適用することとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で別途、協議して決定するものとする。

別紙1) 対象学校一覧

| 番号 | 区 | 学校名 | 所在地 |
|----|------|--------------------------|-----------------------------|
| 1 | 戸塚 | 汲沢小学校 いずみ級 | 横浜いずみ学園内 (戸塚区汲沢町9-9-1) |
| 2 | 戸塚 | 汲沢中学校 いずみ級 | 横浜いずみ学園教育棟 (戸塚区汲沢町8-1) |
| 3 | 港南 | 中村特別支援学校 港南分教室 | 横浜医療福祉センター港南 (港南区港南台4-6-20) |
| 4 | 鶴見 | 北綱島特別支援学校 サルビア分教室 | 済生会東部病院 (鶴見区下末吉3-6-1) |
| 5 | 金沢 | 浦舟特別支援学校 横浜市立大学附属病院 院内学級 | 横浜市立大学附属病院 (金沢区福浦3-9) |
| 6 | 保土ヶ谷 | 仏向小学校 通級指導教室 | 保土ヶ谷区仏向町845番地の2 |

別紙2) 学校別機器台数一覧

表①

| 番号 | 区 | 学校名 | 基幹スイッチ (MS250-24-HW) | フロアスイッチ 24ポート (MS125-24P-HW) | 無線LAN アクセスポイント (MR46-HW) | SFPモジュール (MA-SFP-1GB-SX) | 備考 |
|----|------|--------------------------|-------------------------|------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|----|
| 1 | 戸塚 | 汲沢小学校 いずみ級 | 1 | 1 | 3 | 0 | |
| 2 | 戸塚 | 汲沢中学校 いずみ級 | 1 | 1 | 6 | 1 | |
| 3 | 南 | 中村特別支援学校 港南分教室 | 1 | 1 | 4 | 0 | |
| 4 | 港北 | 北綱島特別支援学校 サルビア分教室 | 1 | 1 | 5 | 0 | |
| 5 | 南 | 浦舟特別支援学校 横浜市立大学附属病院 院内学級 | 1 | 1 | 4 | 0 | |
| 6 | 保土ヶ谷 | 仏向小学校 通級指導教室 | 0 | 1 | 2 | 0 | |

表②

| 機器 | 基幹スイッチ | フロアスイッチ 24ポート | 無線LAN アクセスポイント | SFPモジュール |
|--------|-----------------------------|------------------------------|-------------------------|---------------|
| メーカー型番 | Cisco Meraki MS250-24-HW | Cisco Meraki MS125-24P-HW | Cisco Meraki MR46-HW | MA-SFP-1GB-SX |
| ライセンス | LIC-MS250-24-10YR | LIC-MS125-24P-10YR | LIC-ENT-10YR | |

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
- (着手届出)
- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。
- (権利義務の譲渡等の制限)
- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したものと及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (著作権の譲渡等)
- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を含める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に品物を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の 委託者と受託者とが協議して行う。

履行の内容の変更を伴わないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
 - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
 - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
- (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に關する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、間（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。